

信州大学工学部と JX 金属商事株式会社との包括的な連携に関する協定書

信州大学工学部（以下「甲」という。）と JX 金属商事株式会社（以下「乙」という。）は、研究・開発、教育・人材育成、及び組織間交流を通じて相互の発展を目指すとともに、これらの活動を通じて社会への貢献及び新たな価値の提案を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携して、双方の資源を有効に活用し、教育、学術、産業等の分野において相互に協力し、研究成果の普及・社会活用を促進するとともに、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする

- （1）教育および人材育成に関すること
- （2）ソルガムを軸としたカスケード型脱炭素社会の実現に関すること
- （3）甲と乙が合意した研究テーマを共同で推進すること
- （4）地球環境保全及び生物多様性保全への貢献に関すること
- （5）学術研究に関すること
- （6）新産業の創出に関すること
- （7）地域の産業の振興及び地域社会の活性化への貢献に関すること
- （8）甲の学生等（外国人留学生を含む。）に対する乙でのインターンシップ機会の付与
- （9）その他甲と乙が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置することができる。

2 連携協議会の構成及び運営について必要な事項は、双方の関係者が協議して定めるものとする。

（秘密等の保持）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

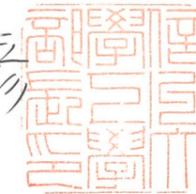
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

2023年3月8日

長野県長野市若里4丁目17番1号
甲 信州大学
工学部長

東京都新宿区荒木町13-4 住友不動産四谷ビル6F
乙 JX 金属商事株式会社
代表取締役

天野良彦



鈴木章仁

